

<目黒区立学校・園の教員向け>

合理的配慮の 提供事例集



目黒区教育委員会
令和2年2月

目次

1	はじめに	1
2	障害者の権利に関する条約	2
3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	3
4	学校・園における合理的配慮とは	4
5	合理的配慮の観点及び提供例	5
6	学校・園における合理的配慮の提供プロセス	6
7	基礎的環境整備とは	7
8	目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	8
9	合理的配慮の提供に係るQ&A	9
10	交流及び共同学習の推進	10
11	目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例	12
12	用語解説（50音順）	19
13	参考資料	20

1 はじめに

我が国では、平成19年に国連の「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、この条約を批准するために、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、様々な制度改正等が行われました。

平成19年に学校教育法が一部改正され、特別支援教育が法定化されたことにより、同年4月に「特別支援教育の推進について（通知）」が文部科学省から出され、すべての学校・園において特別支援教育の体制整備が行われてきています。

合理的配慮の提供については、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、平成27年11月に「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が告示された後、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

目黒区においては平成28年4月に、区立学校の県費負担教職員にも適用される「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、障害者や保護者等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮の提供を行うこととしています。

目黒区教育委員会では、合理的配慮の提供やその考え方が、更に一層、区立小・中学校・幼稚園・こども園の教職員に浸透していくことが必要であるという視点から、合理的配慮の提供に関する基本的な考え方・提供プロセス及び事例を教職員の皆さんにわかりやすく紹介することを目的として、平成30年10月に本事例集を初めて作成しました。

このたび、本事例集を改訂するにあたり、「合理的配慮の提供に係るQ&A」、「交流及び共同学習の推進」の他、各校・園から寄せられた新たな2事例を追加しました。本事例集を参考に、合理的配慮の提供、交流及び共同学習の取組を一層推進していただくとともに、新たな取組事例をお知らせいただければ幸いです。

2 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の第二条では、障害者に合理的配慮をしないことが差別になると定められています。

第二条 定義(抜粋)

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

また、第二十四条では、教育についての障害者の権利の実現に当たり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが定められています。

第二十四条 教育(抜粋)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。(中略)

- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。(後略)

障害者権利条約は、平成18年12月に国連総会において採択されました。

平成19年9月に日本はこの条約に署名し、平成26年1月に批准書を寄託し、同年2月に同条約が効力を生ずることとなりました。



障害者権利条約では、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の定義、合理的配慮の提供等が規定されています。

この条約の締結に先立ち、国内法が整備され、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、合理的配慮が具体化されました。

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

合理的配慮の提供義務は、この法律の第七条に以下のとおり定められました。

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

また、以下のとおり第十条では、職員が適切に対応するために必要な要領を定めることも規定されました。

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。(後略)



障害者差別解消法では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

幼児・児童・生徒や保護者から合理的配慮を求められた場合は、負担が過度ではない場合は、行政機関等である公立学校・園は「合理的配慮の提供」が義務付けられています。

4 学校・園における合理的配慮とは

これまで学校・園においては、障害のある幼児・児童・生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、教育委員会、学校・園、各教職員は「合理的配慮」への理解を深めていく必要があります。

前述のように「合理的配慮」は障害者権利条約第二条で定義づけられ、障害者差別解消法第七条で行政機関等の提供義務が定められています。また、平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「中教審分科会報告」という。）では、具体的な提供例等が示されています。

これらを参考にすると、学校・園における合理的配慮を理解するポイントは以下ようになります。

1 目的

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、合理的配慮の提供を行います。

2 提供者

担任だけの責任で合理的配慮を提供するのではなく、「学校・園の設置者及び学校・園」が本人・保護者の意思の表明を受けて合理的配慮を提供します。

3 実施内容

「個別に必要とされる」一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行います。

4 提供に当たって

学校・園の設置者及び学校・園に対して、体制面、財政面において、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」について、合理的配慮の提供を行います。

「過度の負担」については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

5 情報の提供

合理的配慮については、教育委員会、学校・園、各教職員が正しく認識して取り組むとともに、本人及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められています。



障害者が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校・園の設置者及び学校・園は、合理的配慮を提供することが義務付けられています。体制面、財政面で過重な負担となる配慮を求められた場合も、合意形成に向けた、本人・保護者との建設的な対話を行うことが大切です。

5 合理的配慮の観点及び提供例

合理的配慮の観点と提供例については、中教審分科会報告で以下のように整理・例示されています。

1 合理的配慮の観点

【観点1 教育内容・方法】

- 1-1 教育内容
 - 1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - 1-1-2 学習内容の変更・調整
- 1-2 教育方法
 - 1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - 1-2-2 学習機会や体験の確保
 - 1-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点2 支援体制】

- 2-1 専門性のある指導体制の整備
- 2-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 2-3 災害時等の支援体制の整備

【観点3 施設・設備】

- 3-1 校内環境のバリアフリー化
- 3-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

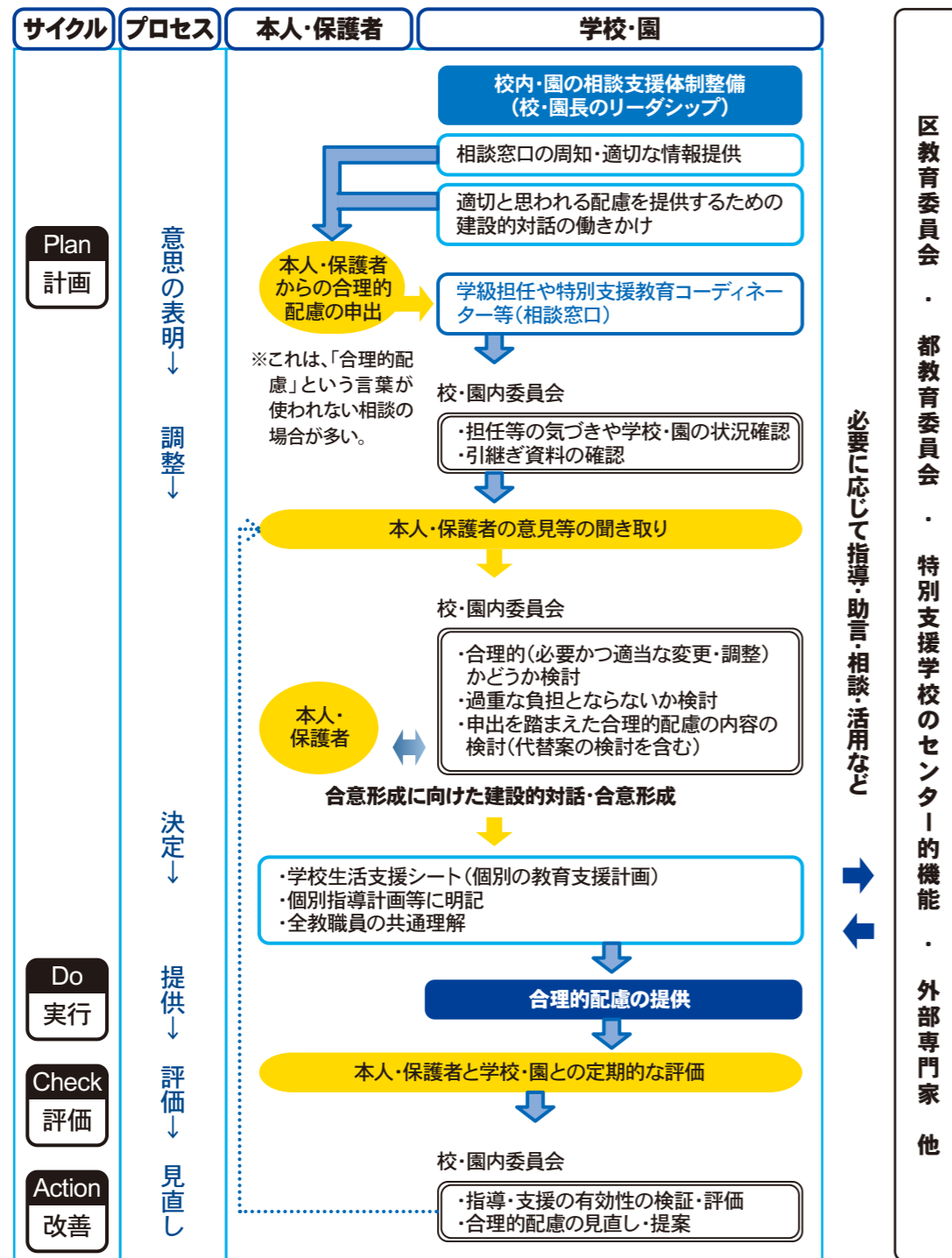
2 合理的配慮の提供例（1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮）

視覚障害	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等)
聴覚障害	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等)
知的障害	知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)
肢体不自由	肢体不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育での運動の内容を変更等)
病弱	病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等)
言語障害	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。(教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等)
学習障害	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等)
注意欠陥多動性障害	注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする等)



合理的配慮は、一律のものではなく、例示されていない内容でも、一人ひとりの教育的ニーズに応じて個別に検討して提供する必要があります。

6 学校・園における合理的配慮の提供プロセス



POINT 学校・園や設置者が適切な合理的配慮を提供するためには、本人・保護者からの相談やサインを見逃さずに合理的配慮提供のためのプロセスを意識し、本人・保護者と建設的な対話を丁寧に重ねていくことが重要です。
また、必要に応じて、教育委員会や外部の専門家等からの助言・支援を求めることが重要です。

7 基礎的環境整備とは

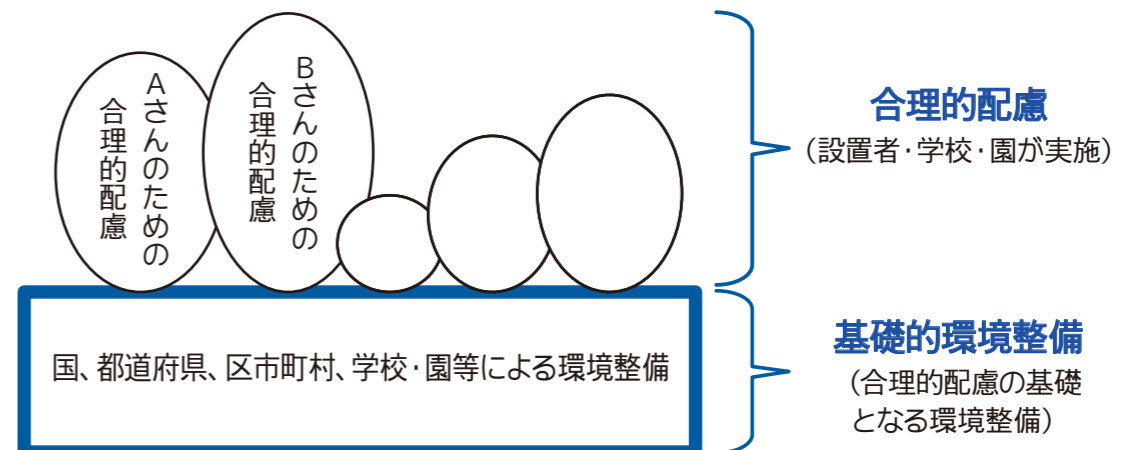
障害のある子どもに対する支援については、法令又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、区市町村は各区市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と言います。これらの環境整備は、その整備の状況により異なります。

この「基礎的環境整備」を土台として、設置者及び学校・園が、各学校・園において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供します。また、「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

「基礎的環境整備」については、中教審分科会報告で以下のように整理されています。

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③学校生活支援シート(個別的教育支援計画)や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、特別支援教育支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



POINT 施設・設備の整備状況や人的配置の状況等、「合理的配慮」の基礎となる環境整備は、各学校・園によって異なるところがあるため、「合理的配慮」の提供には学校・園間で差異が生じる可能性があります。「基礎的環境整備」を進めるにあたっては、誰もがわかる授業を目指したユニバーサルデザイン教育の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要です。

8 目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

目黒区では障害者差別解消法第十条の規定により職員の対応要領を定めています。

第1 目的(抜粋)

この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、区が事務又は事業を行うに当たり、目黒区職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)及び区立学校の県費負担教職員(非常勤教職員及び臨時的任用教員を含む。)(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

第4 合理的配慮の提供

職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

この対応要領の中の「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」にも、合理的配慮の基本的な考え方が示されています。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 (中略)合理的配慮は、区の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること並びに事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。
- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。(後略)
- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。
また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、コミュニケーションを支援する者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。(後略)



目黒区においても「対応要領」を定め、これを区民に公表しています。
目黒区立学校・園の教職員は、これに沿って合理的配慮の提供を適切に行う必要があります。

9 合理的配慮の提供に係るQ&A

Q1 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の支援について、保護者から合理的配慮の提供の意思表示がありました。今後話し合いを進めていくうえで、特に留意すべきことはありますか。

A1 合理的配慮の提供に向けて、校内委員会での検討と本人及び保護者との話し合いを繰り返し丁寧に行っていく必要があります。特に本人及び保護者との話し合いについては、結論や今後の課題など、話し合いの概要を記録するとともに、記録を保護者にも確認していただき共有することが大切です。

Q2 保護者から学校における医療的ケアの実施を求められました。合意形成に向けてどのようなプロセスが必要ですか。

A2 初めに、どのような支援が必要となるのか、要望も含めて、十分に相談することが大切です。次に、主治医から医療情報提供を受ける等、正確な実態の把握が必要です。現状の医療的ケア実施状況を確認するとともに、学校において実施するための方法を検討します。

併せて、教育委員会と連携し、実施する体制の整備を検討します。

実施の準備として学校対応マニュアルを作成します。マニュアルについては主治医の意見を参考にするとともに、保護者も参加の下、実際に練習や訓練を行って、マニュアルの適否を確認することが大切です。

なお、目黒区教育委員会では、令和2年度から医療的ケア指導医を委嘱し、学校対応マニュアルの作成時や緊急時に、学校が指導・助言を受けられる体制を整えます。

Q3 転居により、他県から転学してきた児童の保護者から、転学前の学校と同様の合理的配慮の提供を求められました。本校において同様の支援を提供しないことは、合理的配慮の不提供になりますか。

A3 他校で可能であったことは、「過度な負担」には該当しないと認められる場合があるため、可能な限り、転学前の学校と同様の合理的配慮を提供する方向で検討します。ただし、合理的配慮の提供の基盤となる「基礎的環境整備」は、都道府県、区市町村、学校・園により異なるため、改めてどのように合理的配慮を提供していくか、保護者や教育委員会と相談を進めていく必要があります。

10 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、「障害者基本計画」（内閣府 平成30年3月策定）において、「いわゆる『社会モデル』を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。」と、施策の基本的な方向が示されており、平成29年3月告示の学習指導要領においても、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と示されているなど、共生社会の実現に向けた学校教育における重要な取組の一つです。

また、平成31年3月には「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省）が改訂されるなど、学校・園には交流及び共同学習の趣旨を踏まえた取組の一層の推進が求められています。

以下に、「交流及び共同学習ガイド」から抜粋し、交流及び共同学習を進めるうえでの留意点をまとめましたので参考にしてください。

1 関係者の共通理解

学校、幼児・児童・生徒、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解する。

2 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

3 指導計画の作成

- (1) 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- (2) 単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間指導計画に位置付ける。



4 活動の実施

(1) 事前学習

障害のある子どもたちが安心して活動に参加できるように、当日の学習活動を事前に行うなど、見通しをもたせる。障害のない子どもたちに対しては、自然に受け入れることができるように、障害に関する理解や一緒に活動を行う子どもの特性や個性について理解するための学習を実施する。

(2) 活動当日

子どもたち同士が互いに認め合うことができるように、障害のある子どもも障害のない子どもも、それぞれに活躍できる学習活動を設定する。意欲的に取り組み、共に活動を楽しむことで、自然に子ども同士の触れ合いが生まれる。当日は事故防止に努めるとともに、障害のある子どもに対し、活動が負担過重とならないよう、十分に観察する。

(3) 事後学習

交流及び共同学習を実施した後は、子どもが活動をしてどう感じたか、今後どのように活動していきたいかなどについて、振り返ったり、話し合ったりすることで、交流及び共同学習に対する関心を一層高められるようにする。

5 評価

- (1) 活動後には、活動のねらいの達成状況、子どもたちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- (2) 活動直後の状況だけではなく、その後の日常生活における子どもたちの変容をとらえる。

目黒区立学校における取組例



1 単元

中学校第1学年【理科】「身のまわりの物質」第2章 いろいろな気体とその性質（理科の年間指導計画に位置付けて実施）

2 学習活動のねらい

- ・アンモニア噴水の実験をととして、アンモニアの性質を理解する。
- ・協力して実験に取り組むことをととして、お互いの得手不得手を知り、互いを認め合いながら、共に生きる気持ちを育てる。

3 事前学習

<特別支援学級>当日の流れに沿って器具の扱いを練習
<通常の学級>特別支援学級の生徒の理解を深める学習

4 当日

<特別支援学級>ガスバーナーに着火する操作を担当
<通常の学級>ガスバーナーの出力を調整する操作を担当

5 事後学習

<特別支援学級>授業内容を振り返る作文
<通常の学級>交流及び共同学習を通して気付いたことについてまとめる学習

6 成果

<特別支援学級>

「実験を一緒にやることができ楽しかった。」
「親切に接してもらえて嬉しかった。」と肯定的な感想をもつことができた。

<通常の学級>

「私が苦手なマッチの着火をスムーズにやっていたのですごくいいと思った。」
「実験が終わるとすぐにプリントのまとめに取り組んでいて、行動にけじめがついていると感じた。」と様々な気づきがあった。

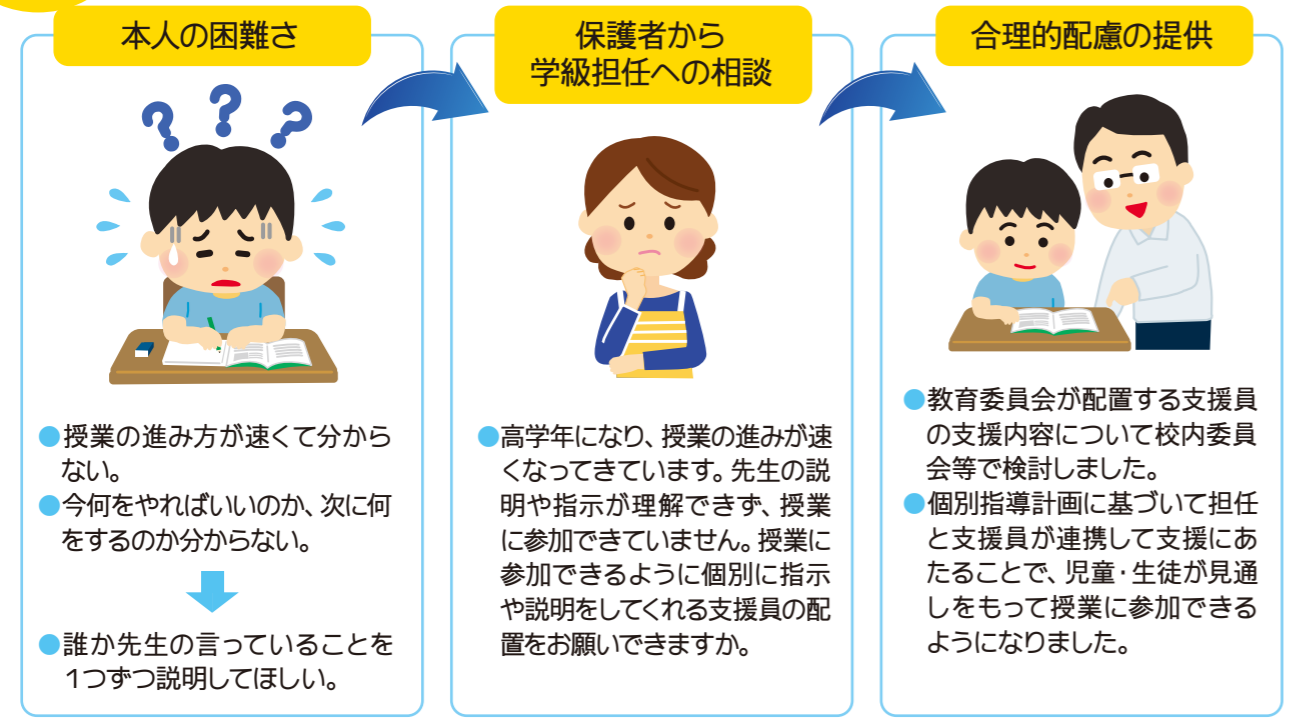
7 課題

通常の学級の全学級で何らかの交流及び共同学習に取り組むことができるよう、カリキュラム・マネジメントが必要である。

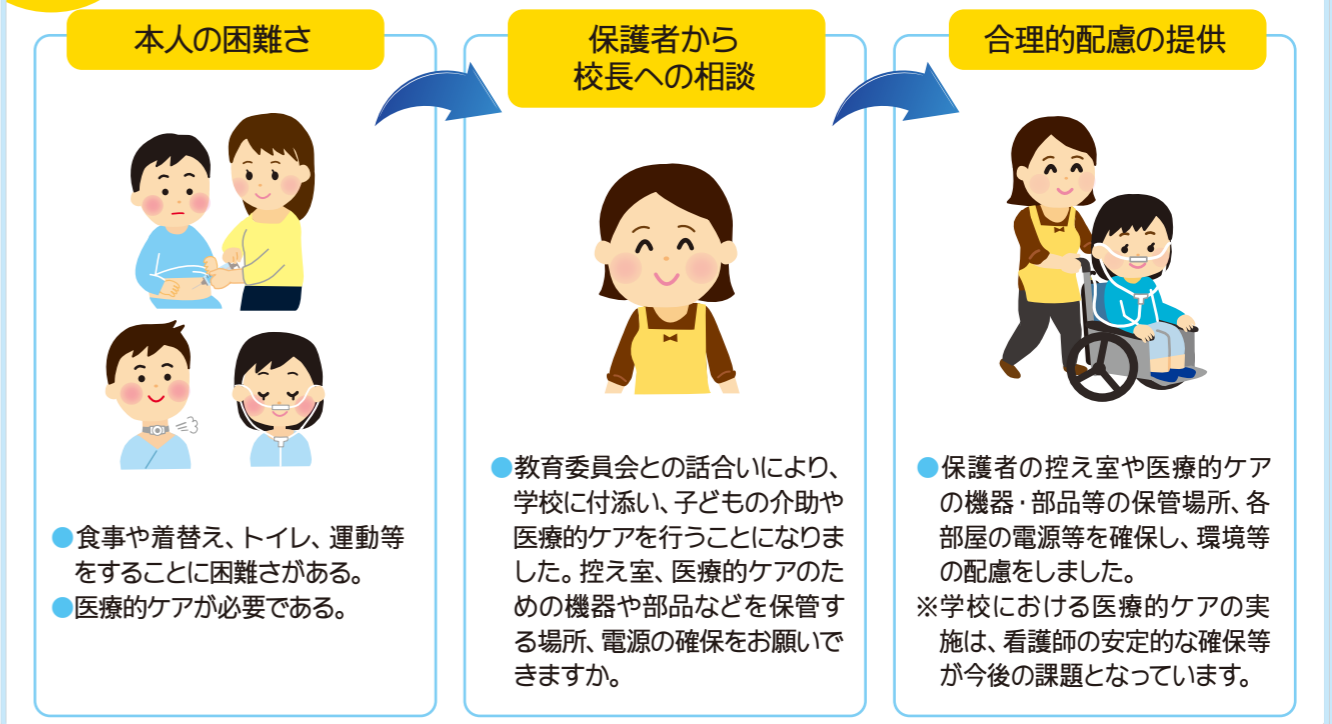


11 目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例

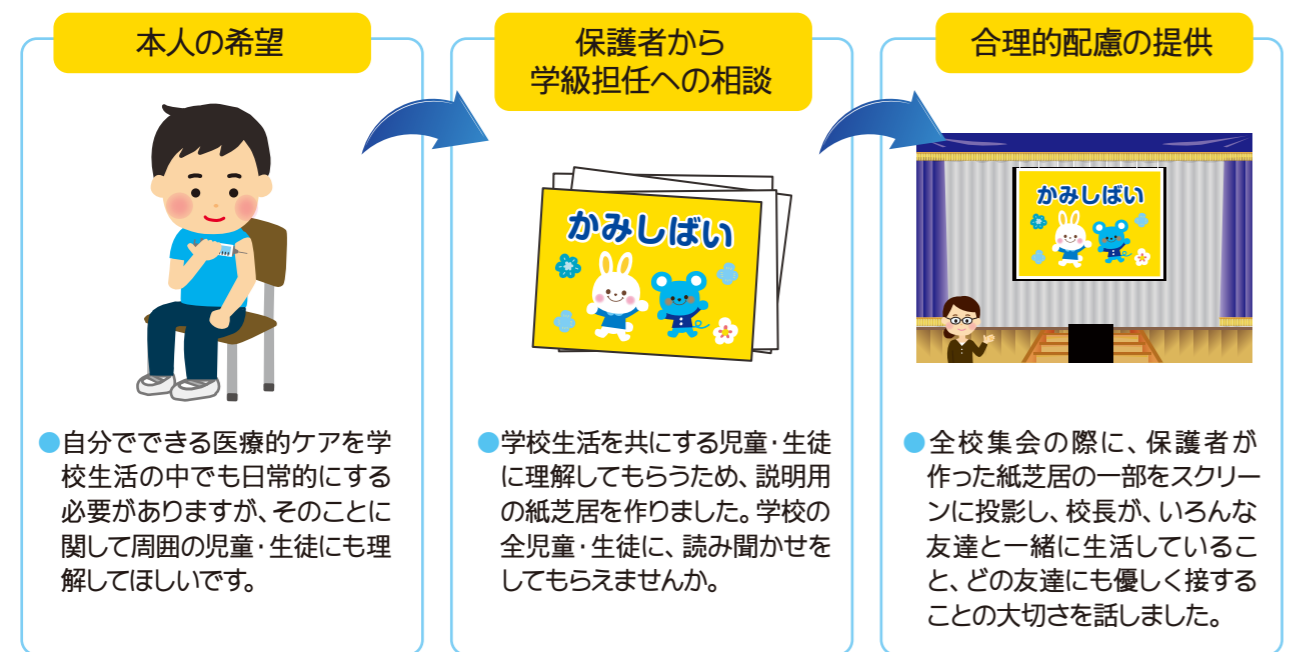
事例1 特別支援教育支援員の活用について



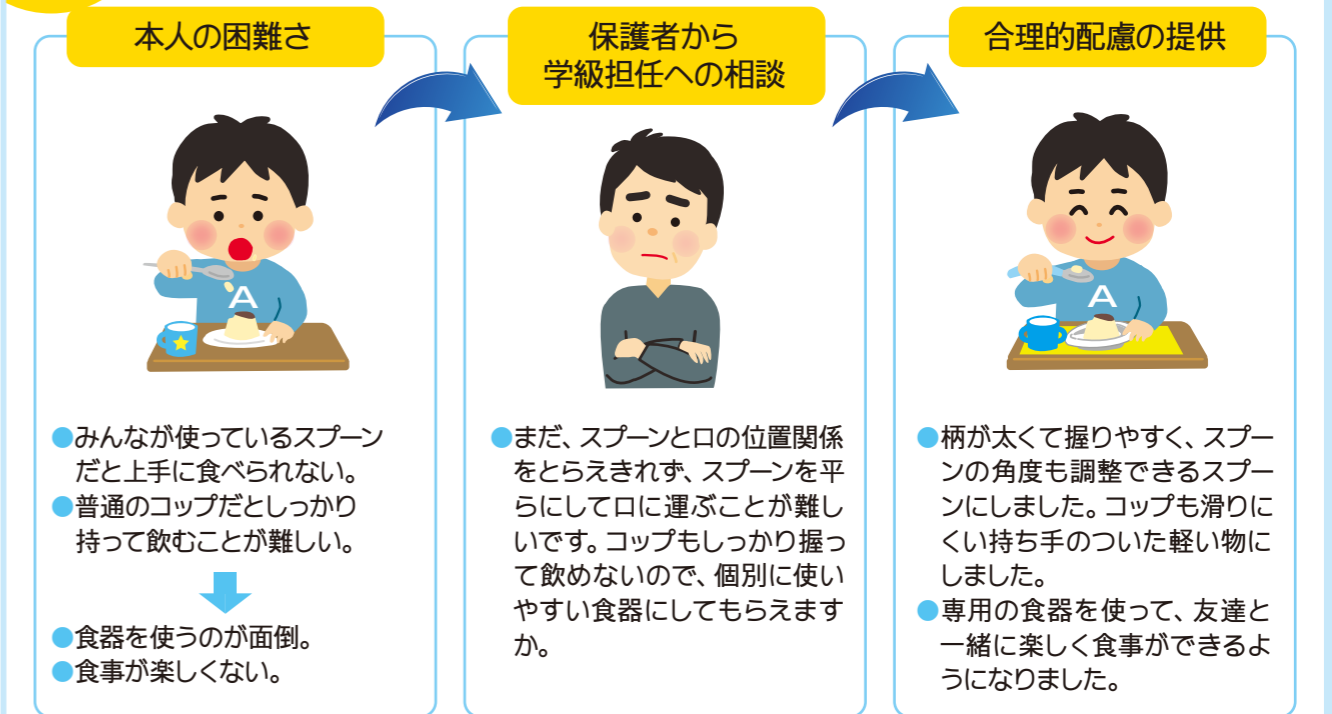
事例3 医療的ケアの必要な児童・生徒について



事例2 学校生活における特別な支援を必要とする児童・生徒への配慮の周知について

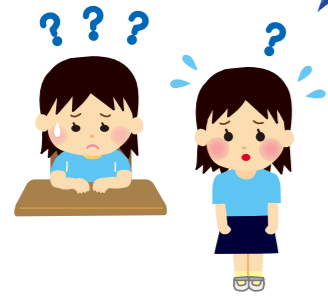


事例4 スプーン等をうまく使えない幼児に対して



事例5 先の見通しがもちにくい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 今何をしているのか分からない。
 - 次に何をするのか分からない。
- ↓
- 友達の様子を見に行ったり、一人ではしゃいだりしてしまう。

保護者の要望



- 授業中に何をすれば良いのか分かるように、個別にそっと、これからする活動内容について示してもらうことはできませんか。

合理的配慮の提供



- 授業のタイムスケジュールを手元の小さなホワイトボードに書き出し、時計とあわせることで、何をやる時間なのか分かるように示しました。

事例7 音が聞こえにくい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 音が聞こえにくくて、運動会などでは、音楽や声援、号令などがまったく聞き取れません。

保護者から学級担任への相談



- 難聴があり、聞き逃してしまいます。特に徒競走の時は号令で走り出すのではなく、周りが動いてから走り出すので、いつも出遅れてしまいます。何か配慮してもらえますか。

合理的配慮の提供



- 徒競走のスタートの際に、スタートのピストルと同時に旗を振り上げる等の視覚に訴える合図をしました。
- 旗を見て上手にスタートを切ることができました。

事例6 聴覚が過敏な児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 音が混ざって聞こえてしまう。
 - 特定の音に耐えられない。
- ↓
- すごく疲れるし、勉強にも集中できない。

保護者から学級担任への相談



- 聴覚が過敏で、大きな音や周りの音が気になってしまうことがあるので、自宅では、イヤーマフを着けて生活しています。学校でも着けていてよいですか。

合理的配慮の提供



- 授業中もイヤーマフを着けてもらうことにしました。
- 音が気にならなくて、集中して勉強ができるようになりました。

事例8 学校生活における補聴援助システムの使用について

本人の困難さ



- 音の聞こえに困難があり、普段は補聴器を付けて生活しています。
- 補聴器は授業に関係のない声や音も收音してしまうので、先生の説明をはっきりと聞き取ることができません。

保護者から学級担任への相談



- 授業中の先生の話をはっきりと聞き取るために、補聴援助システムを使用したいです。先生には発信器を付けて授業するとともに、雑音が入らないように配慮してもらえますか。

合理的配慮の提供



- 授業だけでなく、集会や校外学習のときも先生が発信器を首から下げて、補聴器が先生の声を受信しやすくしました。
- 教室の机・椅子の脚にはテニスボールをはめて、雑音が入らないようにしました。

事例 9 人前で話すのが苦手な児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 家族や仲のいい友達と二人きりなら、お話することは大好きなのですが、知らない人や、たくさんの人の前だと緊張してしまい、まったく話せなくなってしまいます。

本人の要望



- 緊張してみんなの前で話せないの、英語のスピーチテストを別室で個別にしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 時間と場所を変えて、個別で英語のスピーチテストを行いました。
- 緊張しないで、上手に話すことができました。

事例 11 読み飛ばしのある児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 文を言葉のまとまりごとに目で追って読むことが難しい。
- 文を一文字ずつ追って読むので時間がかかってしまう。
- 単語や行を飛ばして読んでしまう。

保護者の要望



- 聞いて理解することは得意ですが、文を流ちょうに読んで理解することが難しいです。文字を目で追って読むことが難しく、飛ばし読みが多いです。何か個別の支援をしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 例えば文節と文節の間に / を入れて読みやすくしたり、スリットの間から一行ずつ文が読める市販の補助具を活用したりしました。
- 読み飛ばしが減り、文章を正確に読めるようになりました。

事例 10 姿勢の保持が難しい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 座って同じ姿勢を保つことが難しい。
- 姿勢が崩れてしまうので、黒板を見たり、先生や友達と話したりするのが難しいし、とても疲れる。

保護者から学級担任への相談



- 姿勢の保持が難しいので、座位の保持が無理なくとれるように何か配慮をしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 自然な形で体を保持できる肘掛のついた椅子を用意しました。
- 以前より、姿勢を楽に保持できて疲れないので積極的に授業に参加できるようになりました。

事例 12 書字に困難さのある児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 板書をノートに写すのにすごく時間がかかってしまう。
- 板書を写すのに精一杯で、先生の話が聞きとれない。

保護者から学級担任への相談



- 手元のノートと遠くの板書を交互に見ながら、板書を写すことに困難さがあり、板書を写すだけで精一杯になっています。何か支援をしてもらえますか。

合理的配慮の提供

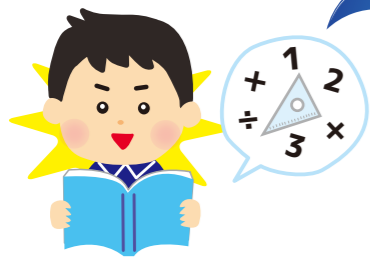


- 板書内容を事前に印刷して配布したり、先生が板書をカメラで写して示したりするようにしました。
- 先生の話聞くことに集中でき、授業にも意欲的に参加できるようになりました。

事例 13

交流及び共同学習に関する児童・生徒の状況に応じた個別の参加について

本人の希望



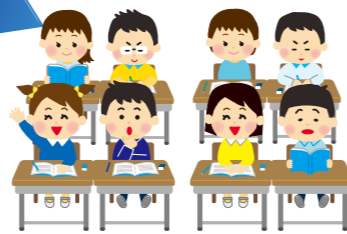
- 特別支援学級で勉強していますが、算数はすごく得意で、大好き。
- 通常の学級でたくさんの友達と一緒に勉強したい。

保護者から学級担任への相談



- 得意な算数は、大きな集団の中でも落ち着いて学習できるので、交流及び共同学習として、通常の学級で、多くの友達と一緒に学習させてもらえますか。

合理的配慮の提供



- 特別支援学級と通常の学級の担任が連絡・連携を図り、得意な算数は、交流及び共同学習として、通常の学級で学習をすることとしました。学習面と併せて多くの友達との交流も深めることができました。

事例 14

校内で開催される行事等について

本人の希望



- 学校で任意参加の宿泊行事が計画されていて、集団行動や一人でお風呂が心配だけど、楽しそうだから参加したい。

保護者から学級担任への相談



- 任意参加でも、学校が主催する行事については、支援を必要とする子どもが参加を希望すれば参加ができるようにしてもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 教育課程外の行事のため可能な範囲で支援体制を整えます。
※学校が会場となる児童・生徒が参加する行事等では、主催者は障害のある児童・生徒の参加を想定し、計画段階から相談をしていくことが大切です。

12 用語解説 (50音順)

◆医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(障害者権利条約 第二十四条から抜粋)

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること、そのために通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(中教審分科会報告から抜粋)

◆校・園内委員会

特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者に対して適切な教育や支援を行うことを目的として、学校・園に設置される組織のこと。

◆交流及び共同学習

共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと等を目的に、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒とが共に学ぶ交流及び共同学習の機会を設けること。(小学校学習指導要領から抜粋)

◆特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的役割のことで、地域の学校・園からの要請を受けて、地域の学校・園の教員への支援や特別支援教育等に関する相談・情報提供、研修協力、施設設備等の提供などを行う機能のこと。(特別支援教育の推進について(通知)から抜粋)

◆特別支援教育コーディネーター

全ての学校・園において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者のために、学校・園内の支援体制づくりの推進、学校・園内の関係者及び関係機関との連携調整等を行う教職員のこと。

◆特別支援教育支援員

通常の学級に在籍している学習面及び生活面での指導に特別な支援が必要な児童・生徒に対して、配置される支援員のこと。

◆ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。(障害者権利条約 第二条から抜粋)

13 参考資料

- ◆文部科学省：特別支援教育の推進について（通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf
- ◆外務省：障害者の権利に関する条約
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
- ◆内閣府：障害者基本法
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>
- ◆厚生労働省：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/index.html
- ◆中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm
- ◆内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html
- ◆文部科学省：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
- ◆目黒区：目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、障害者差別解消法対応ハンドブック
http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shogai_fukushi/sabetsukaishou.html
- ◆国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- ◆国立特別支援教育総合研究所：支援教材ポータル 特別支援教育教材ポータルサイト
<http://kyozai.nise.go.jp/>
- ◆内閣府：合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

目黒区立学校・園の教員向け
合理的配慮の提供事例集
令和2年2月
発行 目黒区教育委員会
編集 目黒区教育委員会事務局教育支援課
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号
電話 (03) 5722-9322
主要印刷物番号 31教-10号